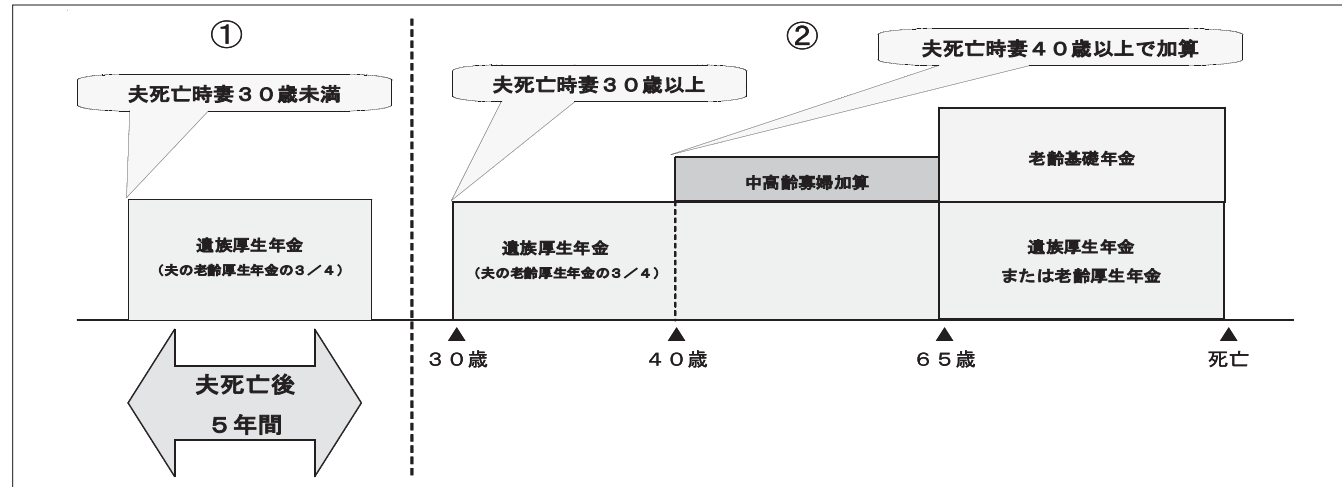


2 若齢期の妻の遺族厚生年金制度の見直し

- ①夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻などに対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります（子を養育しなくなった時に妻30歳未満の場合には、その時点から5年間）。
- ②また、妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢

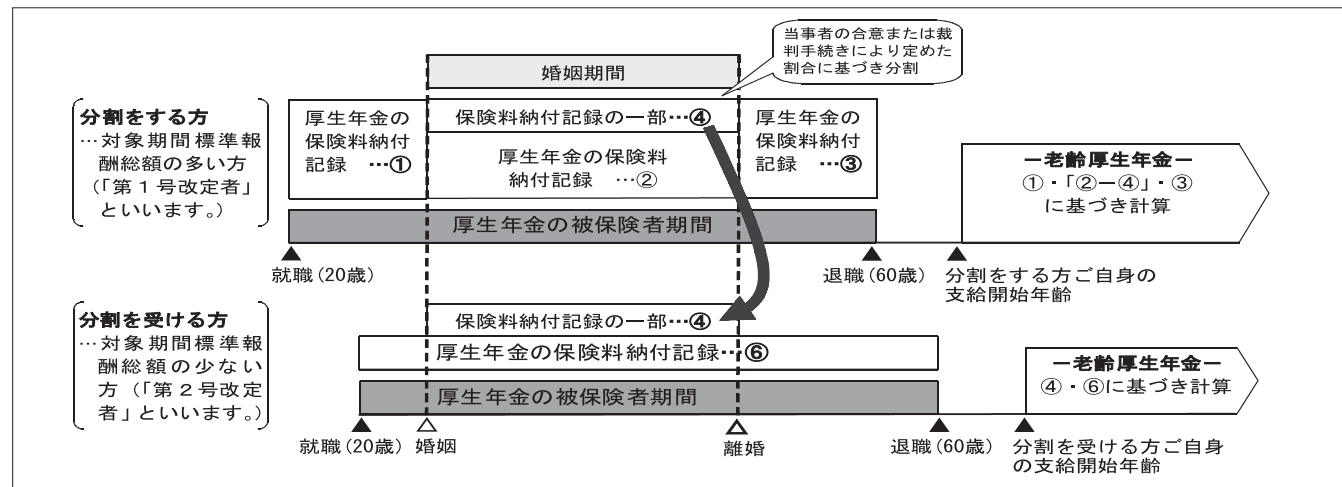
寡婦加算（年間594,200円）は、夫死亡時に40歳以上である妻に、65歳に到達するまでの間、支給されることとなります（従来は夫死亡時35歳以上である妻に対して40歳から支給）。平成19年4月1日前にすでに受給権が発生した遺族厚生年金は、この新しい仕組みの対象となりません。



4 離婚時の厚生年金の分割制度が導入されます

平成19年4月1日以後に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができる制度です。分割を受けた方は、ご自身の支給開始年齢から、分

割後の厚生年金の保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することになります。ただし老齢厚生年金を受給するためには、ご自身の年金加入期間（分割を受けた期間を除く）が、原則25年以上必要です。



年金分割の請求書に戸籍謄本や分割割合を定めた必要書類を添付して社会保険事務所へご提出ください。当事者の合意または裁判手続きによって、分割割合（50%上限）を定める必要があります。

社会保険事務所において、年金分割のために必要な割合などに関する情報提供を行っています。年金分割は、原則として、離婚をした日の翌日から2年以内に請求する必要があります。

5 ご本人からの申し出により、年金を受け取らないことができます

ご自身の判断で年金を受け取らないという選択ができます。年金を受け取らない旨の申し出をしたときは、その翌月分から年金の支給が停止となります。なお過去にさかのぼって申し出をすることはできません。またいつでも、将来に向かって年金の受け取りを再

開することができます。再開する旨の申し出をしたときは、その翌月分から年金が支給されます。この申し出を行った場合には、年金はさかのぼって支給されません。また年金額が増額されることはありません。

年金制度が4月から変わりました

厚生年金保険など順次改正

厚生年金保険などの年金制度の改正が順次実施されています。平成19年4月からの主な変更点は、次の通りです。

◎問い合わせ先

ねんきんダイヤル(年金被保険者) ☎0570-05-1165
ねんきんダイヤル(年金受給者) ☎0570-07-1165
一関社会保険事務所 ☎23-4246

1 70歳以上の方も会社にお勤めの場合は、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となる場合があります

70歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。

手続き

厚生年金の適用事業所の事業主は、70歳以上の従業員に係る雇用、退職または賃金などに関する届け書を、社会保険事務所へご提出ください。ご本人からの手続は不要です。

2 今すぐ年金を受ける必要のない方は、老齢厚生年金を65歳以降に増額して受けられるようになります

65歳から老齢厚生年金を受けることができる方が、65歳からは受け取らずに、65歳以降に支給の繰り下げの申し出をした場合は、その時から増額された老齢厚生年金を受けることができます。なお老齢基礎年金については、従来から繰り下げ支給の制度があります。

手続き

老齢厚生年金の支給を繰り下げて増額された老齢厚生年金を受けようとする方は、所定の請求書を社会保険事務所へご提出ください。

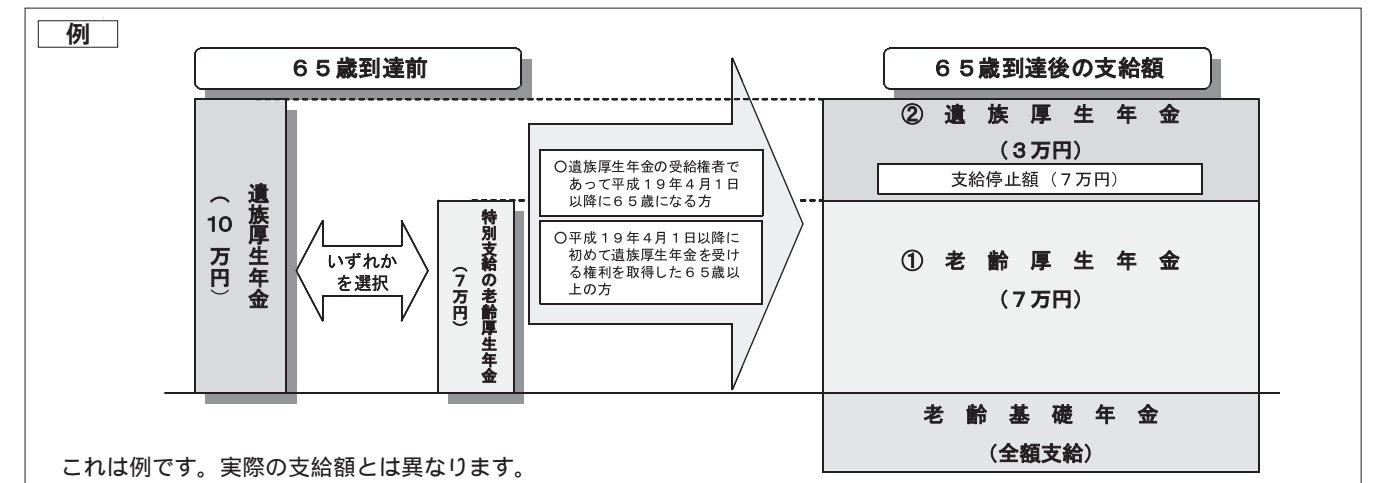
3 遺族厚生年金制度が見直されます

1 65歳以上の方の遺族厚生年金の支給方法の見直し

遺族厚生年金と老齢厚生年金等の受給権がある65歳以上の方は、ご自身の老齢厚生年金などは全額支給、遺族厚生年金は、ご自身の老齢厚生年金などに相当する額が支給停止され、その差額のみ支給。平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ、すでに65歳以上の方（昭和17年4月1日以前生まれの方）は、この新しい仕組みの対象となりません。

手続き

遺族厚生年金を請求する方が、老齢厚生年金などを受ける権利を有しているときは、遺族厚生年金の支給額を決定する必要があるため、遺族厚生年金と同時に老齢厚生年金などの請求をしていただくことが必要です。



これは例です。実際の支給額とは異なります。